

史

林

第二十七卷 第二號

(通卷第百五號)

昭和十七年四月發行

占城國佛逝初期王統の研究(上)

杉本直治郎

I、緒論

II、本論

① Indravarman V. 2 (Vijaya Śrī) Harivarman II

a、Yah Po Ku Vijaya Śrī Harivarnadeva

b、俱利呵呬排麻羅

c、氷王羅曳(以上本號)

d、楊陀排

e、李陀排

f、楊波占

② Yaś Pu Ku Vijaya (Śrī)

a、楊普俱毗茶逸施舍

占城國佛逝初期王統の研究(上)

第二十七卷 第二號

一

b、楊甫恭毗施離と盈卜皮紫室河哩授焉

③ Harivarman II. と Harivarman III.

a、施離霞離鼻麻底

b、毗茶室離と楊普俱毗茶室離

④ Parameçvaravarman II.

尸嘿排摩憐

⑤ Vikrāntavarman IV.

陽捕孤施離皮蘭德加按麻疊と楊卜俱室離

⑥ Jaya Sihavarman II.

a、刑卜施離值星霞弗

b、仁斗と乍斗及び乍兜

III、結 論

I、緒 論

最近半世紀間に勃興したる、佛國東洋學者、特に印度支那學者の占婆 (Champa, Campā) 研究は、我が南方共榮圈内に於いて、かつては歴史民族として活躍した、この「消え失せたる王國」の史的闡明に對して、多大の貢獻を齎した。その中、この國に關する考古學上、取り分け銘文學上の業績を基礎とし、同國關係の支那及び安南等の史料を參

檢して、「占婆王國」の歴史を大成したのは、George Maspero 氏であつて、これこそ佛國東洋史學界の一大金字塔であらねばならぬ。

これより先き、占婆の歴史を著したるものには、最初占婆の梵文碑銘を研究したる、A. Bergaigne の『L'ancien royaume de Campa, dans l'Indo-Chine, d'après les inscriptions. (Journal Asiatique. Paris, 1888.)』が、明治二十四年(1891)九月九日、ロンドンにて開催されたる第九回東洋學者國際會議(The Statutory Ninth International Congress of Orientalists in London)にて朗讀された、E. Aymonier, *The History of Tchampa*. (The Cymba of Marco Polo, now Annam or Cochin China). (*Imperial and Asiatic Quarterly Review*. London, July, 1893.) がある。されどこれらは、G. Maspero 氏の占婆史が出るに及んで、殆んど全く無用に歸したといつてよい。

G. Maspero 氏は、最初 *Le royaume de Champa*. を H. Cordier 及び Ed. Chavannes 兩氏の監修に係り、Leide (Leyden) 市の書肆 E. J. Brill 刊行の *T'oung Pao* (通報) 誌上、Vols. XI (1910), XII (1911), XIV (1913) の前後三卷十有一號に互つて掲載した。以下便宜のため、これを M₁ で表はすこととする。

次でその完結を告げた翌年(1914)、これが別刷に、歴史上、並びに考古上の索引及び地理上の引得を附し、單行本 (in-8°, xiv+376 pp.) として、同所より出版した。これは前者に比して、一冊に纏められた上に、索引を添へてゐるので、精讀檢索に至便であるといふ以外、本文及び注釋は、すべて前者と同一であつて、ただ通卷の頁數(それも全部とはいへないが)を加へたるを異にするのみである。これを M₂ とする。この印行部數は、僅かに一百部に過ぎな

つたから、これが入手は、必ずしも容易ではなかつた。

その後十四年を経て(1928)この間に於ける斯學の發達と、學界の要求とに従ひ、幾多の改訂を施し、M₁及びM₂の緒論に見出されたる史料解説を省略し、M₂に於いて始めて添へたる歴史上及び考古上の索引と、地理上の引得とを合して一となし、占婆に關係ある圖版四十葉(七十一圖)を添へて、Paris 及び Bruxelles 市の書肆 Van Oest より刊行 (in-8° Jésus, vii+278 pp.) した。これをM₃とする。

M₃の出るや、L. Auroousseau 氏は、極めて長文の紹介批評をなし、幾多の支那史料を補足したる最後に、

“Cette *Histoire du Champa* marque qu'un pas de géant a été fait dans la connaissance des choses d'Indochine depuis l'époque où Aymonier donnait son *History of Tchampa* au Congrès des Orientalistes de 1893.”

(*sic*)

と述べるが (Bulletin de l'École française d'Extrême-Orient=BFEFO. Hanoi, 1914, tome XIV, n° 9, p. 43.) その後、これを補記したるM₃は *Asiatica* (A Record of Literature dealing with the East and with Africa. London, July-September, 1929, Vol. II, No. 3, p. 150.) に

“It is a model of all that such a monograph ought to be, and had become practically unobtainable.”
と云ふ L. Finot 氏が、本書を詳細に批判したる後、

“Ces légères critiques n'empêchent pas que le livre de M. Maspero ne constitue un excellent compen-

diurn de tous les faits relatifs à l'histoire du Champa et qu'il ne soit appelé à rendre les plus grands services.”

と云へる如く (BEFFO, 1928, XXVIII, p. 292.) 今日、占婆史の研究に當つて、それが第一に参考すべきものであることは、多言を要しないところである。

然るにその刊行後五年、民國二十二年(1933)三月に至つて、上海の商務印書館より發刊せられたる、尙志學會叢書の、馮承鈞氏譯『占婆史』は、その譯序の中(頁三二)に、

「原文一至四章見一九一〇年通報五至九章見一九一一年刊通報十章見一九一三年刊通報。」

といへる如く、明らかに『通報』所載のもの、即ちM₁によつてゐるのであつて、しかもそれは、その全譯ではなく、單なる抄譯に過ぎないのである。その中、間々誤譯の箇處もないではないが、漢文によつて、その簡要を得むとするものには、恐らく便宜のあることであらう。ただ馮氏が、何故M₃によらなかつたかは、同書の譯序が、民國十七年(1928)三月に識るされてゐるより察するに、M₃の公刊以前か、或ひは少くともその公刊と同年かに、既に譯了されてゐたと思はれ、従つて氏は、未だM₃を見るに至らなかつた故であらう。されど、如何なる事情にもせよ、馮氏抄譯本が、その原書となつたM₁を、改版して成れるM₃の出現後五年にして、始めて剞劂に附せられてゐる以上、M₃によつて改譯するか、少くともM₃に於いて改訂せられたる重要なる部分だけでも更正するか、そのいづれかの手段を講じて、上梓せられなかつたことは、遺憾にあらすして何であらう。

それはらて描き、M₂の出る前年には、The Punjab Oriental (Sanskrit) Series, No. XVI. として、R. C. Majumdar 氏の *Ancient Indian Colonies in the Far East*, Vol. I. *Champa*. (Lahore, 1927.) が刊行されたが、同書の献詞に、

“To the French Savants whose labours have opened a new and glorius chapter of the ancient history and civilisation of India this volume is dedicated in token of respect, admiration and gratitude of the author.”

と見える如く、この書が、佛國印度支那學者の占婆研究に基づき、編著されたものであるはいふまでもない。本書、第一篇には、占婆の政治史を跡づけ、第二篇には、占婆の文化を説き、第三篇には、占婆の刻銘を収めてゐるが、最後の篇は、百三十の銘文が集録一覽されるので、甚だ便利であるといはざるを得ぬ。

Majumdar 氏の占婆史は、M₂の現はれる前年に出るので、M₁及びM₂は知られてゐても (P. x.)、M₂を見てゐないことは、言を俟たぬところである。然るにその翌年に公にされたM₃が、未だMajumdar 氏の書に注意してゐないのは、それが見る價値のないためではなく、恐らくまだ見る機會のなかつたためであらう。固よりこの書は、佛國印度支那學者の研究に基づいてゐるにもせよ、此處彼處に、彼自らの所見を交へてゐるので、その正否は兎も角、一應参照するを要する。そこで姑らく、これをM₁で表はすことにする。

私がこゝに検討せしむと欲するのは、到底、占婆史全體に互ふことはできないので、たゞその中、Majumdar 氏が、

“For nearly a century after the death of Indravarman III, the history of Champā is obscure in the extreme. Excepting one doubtful case, to be noticed later on, no epigraphic evidence comes to our help, and we are solely dependent on the Chinese and Annamite annals for guiding us in this dark period. The outstanding event of this period is the Annamite invasion, leading to internal disintegration of the kingdom of Champā, and this sufficiently explains the absence of epigraphic records bearing upon the history of the period.” (p. 68.)

とて、占婆の歴史に於いて、極度に不明な時代であるといつてゐる。占城國の佛逝王朝の初期に就いて、從來、未だ利用されなかつた支那側の史料を参照することにより、聊か闕を補ふに資したいと思ふ。

いふまでもなく占城國は、支那にては古く林邑國と稱し、典冲即ち *Sinhapura* に都した。そこは、今の安南中部の廣南 (*Quang-nam*) 省の茶壽 (*Trakieu*) である。大體、西紀二世紀末葉から八世紀中葉まで、支那では後漢末から唐の中頃まで、^①そこが都であつた。

①② これら羅馬字にて現はされた安南名には、その發音符號や揚音若しくは音調符號を附けなければならぬが、印刷の都合にて特別な場合の外、全部省くことにした。以下、安南羅馬字即ち符國語 (*chu quoc-ngu*) の出る場合、すべて同斷である。

その後、八世紀中葉より九世紀後半まで、即ち唐の中頃より末近くまで、林邑國を改めて環王國と稱し、*Pāṇḍu-raiṅga* の *Virapura* に都した。それは、今の安南南部の潘郎 (藩鎮、*Phan-rang*) 省にある。『新唐書』環王傳

によると、「王所」居曰「占城」とあるも、九世後半に至り、即ち唐末近く、占城の稱は、都名としてよりも、寧ろ國名として、以後、永く用ゐられた。しかもその間、都は、同一の場所にあつたのではなかつた。最初、約一世紀間は *Sinhapura* の南、*Indrapura* に都した。今の廣南省の東陽 (*Dong-duong*) で、*Sinhapura* の南方にある。次で十世紀の末、更に南の方、*Indrapura* と *Vrapura* との中間なる *Vijaya* に遷じた。*Vijaya* は、*Cham* にいふところの佛逝で、今の平定 (*Binh-ding*) 省の閑盤 (*Cha-ban*) である。十五世紀後半、即ち明代に、安南に滅ぼされて、また *Phan-rang* 地方に遷るまで、殆んど五世紀近く、こゝを都としてゐた。かくの如き數度の遷都は、多くは北方の安南よりの壓迫の強さによつたので、従つて占 (*Cham, Cam*) の都の位置は、北方の安南に對する、占人勢力圍の消長を卜する、一の指標と見られぬことはない。

佛逝遷都は、*Indrapura* が、安南の黎桓によつて、占領破壊せられたが爲めである。そこで『宋史』(卷四八九)占城傳、淳化元年(990)の條には、佛逝に都したる最初の王を、「新坐佛逝國楊陀排」と稱してゐる。而して同傳、景德四年(1007)の條には、占城國王楊普俱毗茶室離の使者布祿爹地加が、宋に來朝して、「本國舊隸交州。後奔於佛逝。北去舊所七百里。」と語つてゐることが見えてゐる。「舊隸交州」は、黎桓の侵略を指し、「舊所」は、*Indrapura* を示すと解せられるので、「佛逝」は、「佛逝」と共に、*Vijaya* に比定されるであらう。

Indrapura 即ち *Dong-duong* と *Vijaya* 即ち *Cha-ban* との距離は、今の官道 (*Route mandarine*) による時は、246 km ある。『宋史』によれば、七百里とあるを以て、この地方で一般に證せられる如く、この時代の一里を大

體 0.4 km とすれば、約 280 km となる。これは、昔の大道 (Jalan raya) によつた里數である。昔の大道が、今の官道より長くなれるは、支那に傳へられる七百里といふのが、その概數を表はせるものなると共に、昔の道が、今のそれに比し、曲折が多かつたためであらうとも考へられる。されば、大體に於いて相一致すると見てよからう。これまた右の比定の、誤でないことを裏書するものである。

安南の文籍にては、陳朝の陳普の『大越史略』に基づく『越史略』(卷二)阮(李)聖宗神武元年(1069)三月丙午(子?)の條に、「佛誓城」の名が見える。而してその條の記事の内容より、それが、支那の史料たる、龔に擧げた『宋史』の「佛逝」に相當するは、必ずしも推定に難くない。況んや「佛逝」と「佛誓」とは、その音が、全く同一なるに於いてをやである。

これら兩者は、共に Vijaya または Vijaya の占 (Cham, Cam) 語訛したもの、對音に外ならぬと思はれる。後者に就いては、次の如く考へられるであらう。

占語にては、

valya = *balei* (cellule de moine bouddhiste.)

vinzya = *binzi* (amende.)

などの例に於ける如く、

v-ayā = *b-ai*

となる以上、

Vijaya = Bijei

となり得ない筈はない。而してまた、

bikan = *bulkan* (autre, différent, étranger, etc.)

bya = *brya* (crocodile; payer.)

などの例にて見られる如く、

bi = *bu*

となることが認められる限り、

Bijei = Bujei

となる可能性はあるであらう。果して然らば、Bujeiは、我が字音の「佛逝」または「佛誓」に甚だ類似して來るのである。殊に「誓」が、弘誓(グゼイ)の場合に於ける如く、ゼイと讀まれるに於いては、なほ更のことである。そこで、

Vijaya = Bijei = Bujei = 佛逝、佛誓

といふであらう。

假りに佛逝または佛誓が、Vijayaの古語訛したものゝ對音でないとしても、かのSumatraのSri Vijayaのものが、既に室利佛逝または尸利佛誓であることの證せられてゐる限り、佛逝または佛誓を以て、Vijayaそのものゝ

對音であると見做したとて、毫も怪しむに足らないであらう。思ふに室利佛逝地方の言語は、占城地方のそれと共に同じく Austronesia 語派に屬してゐたことゝ、恐らく室利佛逝または尸利佛誓の場合の「佛逝」または「佛誓」も、占城の場合のそれらの如く、右に類した音韻轉訛の過程に従つたものでないであらうか。支那の對音による時は、かやうに考へざるを得ないのである。

前掲『宋史』占城傳、景德四年の條に見える「佛逝」は、Viaya の對音としては難色がある。その字形の以てゐるところから、これは「佛逝」の誤に相違ない。同傳より以前に成れる『文獻通考』卷三三三占城の同年の條、及び更に兩者の底本となつたと見做されてゐる『宋會要』占城國の同年の條には、殆んどこれと同文であつて、『宋史』の「佛逝」が明らかに「佛逝」と記されてゐるからである。G. Maspero 氏が、『大越史記』卷一應天七年(1000)の條を引いて、佛誓城を Fo che tchieng と讀みながら、伏誓城と書し (M₁-Vol. XII, p. 166, n. 3; M₂-P. 72, n. 3)、伏誓城と記せるは (M₁-P. 126, n. 3)、その佛誓城の誤なること、言を俟たぬ。

こゝに佛逝初期王朝 (1st dynastie de Vijaya) といふは、M₁及びM₂にては、従つて馮氏の譯も同様、これを占婆第八王朝(989—1044)と見做してゐるが、M₃にては、これをば第七王朝(991—1044)と改めてゐる。果してこの改稱が、實際に妥當するや否や、これに就いては、更に溯つて吟味を盡くさなければならぬから、今は姑らくこれに觸れず、たゞ改訂版に、第七王朝とあるに従ふことゝし、その王朝の王統に關してのみ、こゝにこれを検討してみようと思ふ。蓋しその王統に關する所述に、最も疑はしきもの多く、爲に改補を要するものがあるからである。

先づこれに就いて、 M_1 M_2 及び M_3 の所説を表示對照するのが便であらう。

M_1 及び M_2 によれば、

	王		名		即位年代	殞落又は繼位年代	治世年代
	占	城	支那名	安南名			
①	Indravarman V.	楊陀排	楊陀排 楊普俱毗茶逸施舍(、) 施舍(、) 楊普俱毗茶(、) 施舍(、) 楊普俱毗茶(、) 施舍(、)	冰王羅 俱尸利呵呷排 楊陀排 楊普俱毗茶舍利	989		997 999—1007 1010 1018
②	Yan Pu Ku Vijaya Çri	楊陀排	楊普俱毗茶(、) 施舍(、) 楊普俱毗茶(、) 施舍(、)				
③	Harivarman II.	楊陀排	楊普俱毗茶(、) 施舍(、) 楊普俱毗茶(、) 施舍(、)				
④	Paramesvaravarman II.	尸囉排摩柴	楊普俱毗茶(、) 施舍(、) 楊普俱毗茶(、) 施舍(、)				
⑤	Vikrantavarman IV.	陽補底施離皮爾德加拔 陽盤	楊普俱毗茶(、) 施舍(、) 楊普俱毗茶(、) 施舍(、)				
⑥	Jaya Simhavarman II.	刊卜施離他星(、) 陽盤	楊普俱毗茶(、) 施舍(、) 楊普俱毗茶(、) 施舍(、)	乍兜	1044	1044	

M_3 によれば

	王		名		即位年代	殞落又は繼位年代	治世年代
	占	城	支那名	安南名			
①	Harivarman II.	楊陀排	楊陀排 楊普俱毗茶逸施舍(、) 施舍(、) 楊普俱毗茶(、) 施舍(、)	冰王羅 俱尸利呵呷排 楊陀排 楊普俱毗茶舍利	991		997
③	Yan Pu-ku Vijaya Çri	楊陀排	楊普俱毗茶(、) 施舍(、) 楊普俱毗茶(、) 施舍(、)				999—1007

③	Harivarman III.	施舍寶泉龍底 尸羅排摩樓				1010
①	Parameśvaravarman II.	毘補訶施離皮蘭德加拔龍 基				1018
②	Vikrāntavarman IV.	刑卜施離值星發帝				
④	Jaya Śihavarman II.		年	紀	1044	1044

(イヌリツク體にて表せる王名は、支那の對音より還元したものである。)

上記 M_1 及び M_2 と M_3 とを對比するに、全く同じきは、②④⑤及び⑥であつて、全く相異るは、①である。即ち前者については *Indravarman V.* とあるのを、後者については *Harivarman II.* に改められてゐるからである。③の *Harivarman* は、前者については II 世であるを、後者については、III 世と改められてゐるが如き、これより生じた相對的差異に過ぎない。その王名に至つては、即ち同一であるから、六代の中、絶對的に王名の相違するのは、①のみと見てよい。 M_1 の王名は、 M_2 に據つたのではないが、 M_1 及び M_2 をば、 M_3 の如く改め、その治世年代の範圍は、 M_1 及び M_2 とは勿論 M_3 と同様とはらくぬ。即ち、

- (1) Vijaya Śrī Harivarman II (989-c. 998 A. D.)
- (2) Yan Pu Ku Vijaya Śrī (c. 998-1008 A. D.)
- (3) Śrī Hariyarmadeva III (c. 1008-c. 1016 A. D.)
- (4) Parameśvaravarman II (c. 1016-c. 1028 A. D.)

(5) Vikrāntavarman IV (c. 1028-1041 A. D.)

(6) Jayasinhavarman II (1041-1044 A. D.)

何故 G. Maspero 氏や Majumdar 氏が、その王名をかくの如く訂正したのであらうか、また特に後者が、その治世年代をかくの如く考定したのであらうか、それらに就いての考察は、これを後に譲り、こゝにて私が取り分け注意を喚起したいのは、兎も角かゝる修正が施されてゐるに拘はらず、その王朝の代の數が、依然として六代なること、これである。而して私の最も疑問とするのは、實にこの點であり、私が訂正を要求しようと思ふのも、また實にこの點に存するのである。以下、順を追うて、これが究明をなすであらう。

II、本 論

① Indravarman V. と (Vijaya Śrī) Harivarman II.

G. Maspero 氏が、最初 M₁ 及び M₂ に於いて、佛逝初期王朝の始王を Indravarman V. とせる、その Indravarman は、『宋史』(卷四八九)占城傳に、

「淳化元年(990)。新王楊旛排。自稱新坐佛逝國楊旛排。」

とある「楊旛排」を、夙に P. Pelliot 氏も、

“Le nouveau roi 楊旛排 Yang-t'o-p'ai (Yān Indravarman ?), se donnant le nom de 'Yang-t'o-p'ai du

royaume de Fo-che nouvellement établi”

と譯せる如く (BEFFEO. Hanoi, 1904, IV, p. 204.) Yang (=王) [In] dravar [man] と解したが爲めであつて (M₁-Vol. XII, p. 72, n. 3; M₂-P. 166, n. 3.) これを△世といふのは、楊陀排が、從來知られたる占婆王にして、Indravarman の梵名を有するものゝ、第五番目に當つてゐるからである (M₁-Vol. XIV, pp. 192-194; M₂-Pp. 338-340)。然るに當時は、未だこの比定を確證すへき、占婆の史料を見出すことができます。纔かに漢名より梵名に還元せむと試みたまでに過ぎなかつた。前掲、占婆諸王年表に、特にイタリツク體にて表はせるは、そこにも斷つて置いた如く、即ちこれを指示してゐるのである (M₁-Vol. XIV, p. 188; M₂-p. 334.)。

かくて G. Maspero 氏は、Pelliot 氏同様、M₁及びM₂に於いては、漢名を本として、梵名に還元し、楊陀(=陁)排(=Yang (=Yan) Indravarman 説を取つたのであるが、この場合、「楊」が、王を意味する Yan の對音なることは認め得べく、また L. Finot 氏の如く、「陁排」が、[In] dravar [man] なるは、「多少尤もらしい」(plus ou moins plausible) といふ (BEFFEO. 1915, XV, n. 2, p. 49, n. 2.) さればとて、『大越史記全書』(本紀卷一) 黎紀、天福九年 宋端拱元年 (988) の條に、

「占城國王羅曳。於佛[逝]城。自號俱戶利呵排麻羅。」

と見える。「俱戶利呵排麻羅」(G. M. 氏は誤つて呵に作る) 排麻羅をば、Ku Cñ Indravarman と解する事は (M₁-Vol. XII, p. 72, n. 3; M₂-p. 166, n. 3.) たとひ「俱戶利」が、疑ひもなく、王の敬稱なる Ku Cñ にもせず、「呵

「排麻羅」または「呵呷排麻羅」をば、Indravarman の對音と解するに至つては、到底首肯し得べくもない。これを新版 M を出すに當つて、改められた所以であるが、然らばこれを何故 Harivarman II. としたのであらうか。

ε' Yān Po Ku Vijaya Āri Harivarmadeva

これに就くは、Louis Finot 氏の研究 (*Note d'épigraphie*, XV. Les inscriptions de Jaya Paramēçvaravarman I, roi du Champa. *BEFFO*. 1915, XV, n° 2, p. 49, n. 2.) に依るといふが大である。同氏は、最初、廣南 (Quang-nam) 省の美山 (Mi-son) の土文雜錄 (G. Coedès et H. Parmentier, *Liste générale des inscriptions du Champa et du Cambodge*. Hanoi, 1928, C. 75.) を採

“(1) di çakarāja 713 hurei 5 vanun vulān 8(?) vřhaspativāra ma(ii) gha nakṣatra viççikalagna kālā yān po ku Vijaya Āri Harivarmadeva(iii) punaḥ yañ po ku Āri Jaya Içāna Bhadreçvara karaṇa kīrtti yoça di bhūmina(iv) udala niy”

(Çaka 紀元 713 年 8【?】月の白分五日、木曜日、Nakṣatra Maghā の下に、天蠟宮が水平線上にある刻、Yān Po Ku Vijaya Āri Harivarmadeva の時、この世の光榮のために、Āri Jaya Içāna Bhadreçvara 神〔が建立せられたの〕)

と解したが、(*Note d'épigraphie*, V. Bloc inscrit de Mi-son. *BEFFO*. Hanoi, 1904, p. 113.) Barth 氏は、この日附の誤謬なるを指摘した (*Note sur les dates de deux inscriptions de Campā*. *BEFFO*. 1904, IV, pp. 117-119.)

このに於いて F 氏は、彙に「八」月」と讀めるを、「四月」と訂正せしむ。なほ「この訂正には、年數と日附の他の要素との間に、不一致が遺存する」を認めた (BEFFO. 1904, IV, p. 933)。氏は、從來、^ナ占文の數字を讀むに、一に Bergaigne 氏の表 (*L'ancien royaume de Cambā, dans l'Indo-Chine, d'après les inscriptions.* Paris, 1888, p. 27.) によつてゐるが、その後、それに誤あることを發見し、B 氏の舊表に對し、F 氏の新表を公にした (BEFFO. 1915, XV, p. 44. *Tableau rectifié.*)。これによる時は、前掲、美山の碑銘第(1)行に見える、*Caḥka* 紀元 𑀘𑀓𑀡𑀓𑀢𑀓 は、713 C. ではなくて 913 C. となり、これを西紀に換算すると、これに 78 を加へて、991 A. D. となる。乃ち 991 A. D. は、*Yān Po Ku Vījaya Cīri Harivarmanadeva* の治世の間に落すること言を俟たぬ。従つてこの王の治世は、991 A. D. の前後に及んでゐると思はれる。

然るに G. Maspero 氏は、M₁ に於いて、この 991 A. D. をは、*Harivarman II.* の即位年代と解し、この年を以て、第七王朝の初としてゐるが、この銘文以外、他に據るものがないとしても、その即位は、これと同年でなければならぬとは考へられぬ。況んや他に徵證すべき安南側及び支那側の文獻あるに於いてをやである。

b. 俱尸利呵呬排麻羅

安南側の史料として、前出『大越史記全書』の天福九年(988)の條に見える「俱尸利呵呬排麻羅」は、*Yān Po Ku Vījaya Cīri Harivarmanadeva* に當り、従つて「俱尸利」は、*[Yān Po] Ku [Vījaya] Cīri* の *Ku Cīri* に、「呵呬排麻羅」は、*Harivarmanadeva* に相當する。故にその正しき對音は、「呵哩排麻羅」であつたと思はれる。「哩」は、*li* に

て、*tr* の對音と認められ、「*tr*」は、『宋史』卷四八九(占城傳)に「楊下麻疊」として用ゐられ、而してこれは、占婆の碑銘 (*Cedès et Parmentier, op. cit. C. 82.*) に “*Çri Harivarmadeva*” とあるものに相當するので、*tr* (**trp*) は *-deva* の對音と見做されるからである。

F 氏は、俱戸利呵呷排麻羅 \equiv Ku Çri Harivarman 説を採りたるに拘はらき (*BEFFO. 1915, XV, n° 2, p. 49, n. 2.*)、氏が、「多少尤もらしく」と認めたる、M 氏の楊陀排 \equiv Yang Indravarman が、『宋史』占城傳に、淳化元年(990)の下に見えるので、それは、天福九年(988)の俱戸利呵呷排麻羅 \equiv Ku Çri Harivarman と、913 c. (991) の *Yān Po Ku Vijaya Çri Harivarmadeva* との中間に落ちることとなり、ために俱戸利呵呷排麻羅をば、「日附が、或る不確實を示すが故、吾人は、姑らく *Harivarman I^{ps}* を以て表はすべからし」として *ibid.*。

G. Maspéro 氏が、M₂ に於いて、M₁ 及び M₃ の *Indravarman V.* を *Harivarman II.* と訂正したのは、實に叙上の如き、Finot 氏の碑銘研究に基づいたものである。而してまた *Majumdar* 氏が M₁ にて、M₁ 及び M₃ の *Indravarman V.* をば、M₁「*tr*」として、*Vijaya Çri Harivarman II.* と改めてゐるのも、また同じく Finot 氏の銘文研究に負ふものである (*M.-P. 72, n. 1.*)。ただ兩氏とも、F 氏が「多少尤もらしく」と考へられた楊陀排の *Yang Indravarman* をも、別王としては認めなかつた。

蓋し *Pelliot* 氏の最初試みた如く、楊陀排を *Yang Indravarman* と解するのは、漢名を本として還元を試みたままにて、未だ占婆の碑銘に、その確證を得ないのに反し、俱戸利呵呷排麻羅は、これを俱戸利呵呷排麻疊の誤寫とせ

ば、明らかに Ku Çri Harivarmadeva の對音と見做され、而してこれは、同時代の占婆の碑銘に見える Yān Po Ku Vijaya Çri Harivarmadeva を指すものと考へられるので、一方的獨斷による前説よりも、双方的比定による後説の方が、確實性の多いことと歎々するまでもない。これ兩 M 氏が、Indravarman を改めし Harivarman となし、而して前に Harivarman □ が既にあるので (M₁-Vol. XIV, p. 192; M₂-P. 338; M₃-P. 246)、これを對して、Harivarman II. と名づけた所以であるに違ひない。

『大越史記全書』に見える俱戸利呵呻排麻羅が、かくの如く Harivarman II. に比定せられるとせば、佛逝城にて、自ら俱戸利呵呻排麻羅と號したのは、天福九年のことであるから、Harivarman II. の即位は、その年、即ち 988 A. D. のことと見做してよろしきである。

然るに Majumdar 氏は M (pp. 72, 76.) に於て、この即位の年を、989 A. D. とし置る。これぞ G. Maspero 氏が M (XII, p. 72, n. 4.) 及び M (p. 166, n. 4.) に於て、主として置るのによつて置るに過ぎない。その主として

“C'est en 988 qu'Indravarman s'installe à Vijaya; c'est le 31 Décembre 990 en première année Chouen Hoa que son ambassadeur présente à la Cour de Chine une plainte au sujet de l'invasion annamite. Or celle-ci eut lieu au lendemain de la mort de Ky-Tong et de l'avènement d'Indravarman. Etant donné que presque toutes les expéditions annamites au Champa ont eu lieu au printemps, on peut placer cel-

le-ci au printemps de 990 et par conséquent dater la mort de Ky-Tong et l'avènement d'Indravarman de 989."

といふのである。そこで M_1 (XIV, p. 194) 及び M_2 (p. 349) の占婆諸王年代表が、これによつて、Indravarman V. の即位の年を 989 A. D. とし、従つて第八王朝の初を 989 A. D. としてゐるのは、固より怪しむに足らぬ。

その後 M_1 及び M_2 を改訂せる M_3 (p. 126, n. 4) に於ては、Indravarman を Harivarman と改めてゐるだけで、依然その即位の年を 989 A. D. となし、最後の占婆諸王年代表 (p. 248) に於いて、Indravarman V. を Harivarman II. と改め、第八王朝を第七王朝と訂してゐるのは、これを認めるとしても、何故この表では、本文と相違して Harivarman II. の即位を 991 A. D. とし、従つて第七王朝の初を 991 A. D. としてゐるのであらうか。

思ふに M_3 の最後の占婆諸王年代表は、彼の占婆史の總括または結論とも見らるべきものであつて、占婆國王の年代に對する、彼の考を代表するものでなければならぬ。而して M_3 が、これに關して、今日までに彼の發表したるもの中、最後のものであるだけに、Harivarman II. の 991 A. D. 即位説は、989 A. D. 即位説よりも、最近の彼の考を示すものとして、重要視すべきものであらう。

ところがこの 991 A. D. は、Harivarman II. の在位年間に相違ないが、これを以て即位の年と見做し難いことは、既に上に述べて來たところである。然らば 989 A. D. は如何といふに、前に引ける彼の主唱によれば、安南側の史料によつて、佛逝遷都を 988 年と認め、次に支那側の史料によつて、宋への占城の來貢を 990 年 12 月 31 日とし、989

A. D. は、これら兩者の中間に落ちることになるのである。『宋史』(卷五)太宗紀によれば、既に記した如く、占城の來貢は、淳化元年十二月乙巳のことであるが、その乙巳は四日に當るから、*stilo veteri* (Julian Calendar) では、990年12月23日、*stilo novo* (Gregorian Calendar) では、990年12月28日となつて、いづれに換算するも、990年12月31日とはならぬ。安南側史料たる『大越史記』によれば、安南の侵略を訴へるため、占城が宋へ來貢したのは、劉繼宗の歿後、楊陀排即ち Harivarman II. の即位後のことであり、而して占城への安南の遠征は、殆んど總べて春であるので、この時安南の占城侵入も、990年の春と思はれ、従つて劉繼宗の死と楊陀排即ち Harivarman II. の即位とは、その前年の989年に置かるべきものと考へられるといふのである。然るに M₁ M₂ 及を M₃ 通じて、G. Maspero 氏は、占婆諸王年代表に、劉繼宗の歿年を、明らかに 988 A. D. と推定してゐる。若しさうであるとすれば、楊陀排即ち Harivarman II. の即位も、988 A. D. と見做して差支へない筈である。況んや『大越史記全書』には、既述の如く、天福九年(988)に、佛逝城に於いて、氷王羅曳が、自ら俱尸利呵排麻羅と號したことが見えてゐるに於いてをやである。

G. Maspero 氏は、『大越史記』の編纂年代を、“vers 1430.”と考へ、『大越史記全書』のそれを“1665.”となし、前史は後者よりも、約二百三十五年も以前のもつと見做してゐる (M₁-Vol. XI, p. 134; M₂-p. XII). 范公著の『大越史記全書』の成つたのは、彼の『大越史記結編序』に見える如く、景治三年であるから、1665 A. D. に相違ないが、その序にても明らかな如く、當面の問題である黎桓の天福九年(988)の條の如きは、吳士連の『大越史記全書』によつ

たのであつて、それは、彼の『進大越史記全書表』によると、洪徳十年(1479)に成つたものである。そこでこの場合の『大越史記全書』は、寧ろ吳士連のそれと考へて、編纂年代を 1479 A. D. まで溯らせてよい筈である。

ところが、こゝに於いて『大越史記』は、紹隆十五年(1273)に成つた、黎文休のそれではなく、史館欽奉編定、北城學堂藏板のもので、その序に、

「惟大越史記原本。並皆失落。仍編輯前代史官諸家遺書。類編自鴻厯氏至吳使君爲外紀。自于先皇至屬明紀爲本紀。該拾柒卷。庚申秋刊完。」

とある如く、屬明紀を以て終つてゐるが、その最後は、1427 A. D. であるから、恐らくその編纂年代を、“vers 1430” としたものであらう。然しながら、「庚申秋刊完」と明記してをり、而してこの「庚申」は、阮光纘の景盛八年に當るから、それが成つたのは、1800 A. D. なることが知られるのである。それ故に G. Maspero 氏の如く、こゝに於いて『大越史記』を、『大越史記全書』よりも、約二百三十五年も以前のものと思ふことができぬのみならず、却つて前者は後者よりも、三百二十一年も以後のものであるといはざるを得ないのである。氏が、改版に際し、脚註で事足るとして、史料の解説をなせる緒言を省いたので、M₃ には、前掲 M₁ 及び M₂ のやうな、『大越史記』及び『大越史記全書』の記載は見られぬが、その本文の註には、常に後者の記事よりも前者のそれを尊重してゐるのである。されど今や當面の問題に就いて、史料成立の年代から見て、『大越史記』を重視することの、謂はれなきことが知られねばならぬ。況んやこれに關する限り、『大越史記』の何處にも、楊陀排即ち Harivarman II. の 989 A. D. 即位説を明記してゐる

ものがないに於いてをやである。

かくて私は、『大越史記全書』の俱尸利呵呬排麻羅が、俱尸利呵哩排麻羅の誤寫であつて、それが 991 A. D. の占婆の刻銘に見える [Yan Po] Ku [Vijaya] Sri Harivarmadeva 即ち Harivarman II. に比定され、而してその即位は、同書に従つて、佛逝(Vijaya)に遷都したる、988 A. D. であると見做すものである。従つて第七王朝の初も、989 A. D. でなく、また 991 A. D. でもなく、即位の年と同じく、988 A. D. としなければならぬ。然らば同じ箇處に、同王の名として見える氷王羅曳や、または『宋史』占城傳に見える楊陀排は、如何にこれを解釋すべきであらうか。

c、氷王羅曳

『大越史記全書』(本紀卷一)黎紀、天福元年宋端拱元年の條には、既出の如く、

「占城國王羅曳。於佛逝城。自號俱尸利呵呬排麻羅。」

とあれば、氷王羅曳と、俱尸利呵呬排麻羅、即ち Harivarman II. とが、同人なることはいふまでもない。引田利章の句讀に従へば、「占城國王羅曳。曳於佛城。」とあつて、氷王羅が王名となつてゐる。そこで G. Maspero 氏の如きも、『大越史記』(本紀卷一)黎紀、天福九年の條に、「舊編」として引いてゐる、この條を佛譯して、

“Bang Vuong La 氷王羅 du Pays de Champa, s'établit à Phat-thanh; il se donnait lui-même le nom de 俱尸利呵呬排麻羅 Cu Thi-lo'i Ha-thanh-bai Mala.”

といつてゐる (M₁-p. 129, n. 3. による。これは M₁-vol. XII, p. 72, n. 3; M₂-p. 166, n. 3. を訂正してゐるからである。) 然しながら、「曳_ニ於佛城」と讀むよりも、「於_ニ佛城。自號_ニ俱尸利呵呻排麻羅。」と讀むべきものとすれば、「曳」は、「氷王羅」に附して、「氷王羅曳」と解するのが、寧ろ妥當と思はれる。されどこれを氷王羅としては勿論、氷王羅曳と解しても、それが如何なる意味の名であるかは、今日全く不明である。こゝに於いて私は、假りに一説を提出しようと思ふ。

氷王羅曳は、安南人の記録に見えるものであるから、安南人の呼びたる名なること、疑ふべくもない。安南音にては、これを Bang Vuong La De といふ。けれどもこれは、安南人自らが、勝手に附けた名とも思はれない限り、必ずや占城人の稱呼を、安南風に記したものに外あるまい。果して然らば、Bang Vuong La De は、チヤウ占語にて解釋されなければならぬ。

試みに Aymonier et Cabaton, *Dictionnaire françois-français*. (Paris, 1906.) を檢索するに、先づ Bang 即ち Bain には、種 (trace) 族 (famille) 系 (ignée) 裔 (descendance) などの意がある (p. 317.)。

次に Vuong には、同音の語なきも、Van 即ち Vang は、これと關係があるといへる。蓋し安南にては、外來語の -an 即ち -ang を、-ong と發音することが多いからである。例へば、支那語の、

剛 Kang が Cuong となり、

章 Chang が Chuong となり、

方 Fang が、Phuong となるが如し。

中には、-uong と共に、-ang の原形を存するものがないではない。例へば、

當 Truong が、Duong と共に、Dang を存し、

堂 T'ang が、Duong と共に、Dang を存し、

姜 Chiang が、Khuong と共に、Gang を存し、

長 Ch'ang が、Truong と共に、Trang を存するが如し。

されば外來語の Van 即ち Vang が、安南人によつて Vuong と發音せられ、これに對して、同音なる王の字が當てられたまでとあると見做すことは、必ずしも可能性のない譯ではない。然る時は、Vang 即ち Van には、占語では、垣または藩屏(enceinte) 即または宮殿(palais) の意がある(p. 454.)。

「羅」の音は、La であるけれども、この字は、また Ra の對音としても用ゐられる。例へば、Rudravarman の對音として、律陀羅跋摩と記されるが如き、これである。そこで若し「羅」が、占語の La の音に對して當てられたのではないとすれば、それは、Ra の對音と考へてみて差支へないであらう。

また「曳」の安南字音は、De であるが、この D には、D non barré 即ち D と、D barré 即ち D とがある。前者は、y 若しくは di (i. z. r.) の如く發音せられ、後者は、普通の d のやうに發音せられる(Truong Vinh-ky, *Grammaire de la langue annamite*, Saigon, 1883, p. 10.)。この場合 De の D は、non barré の D とあるのやうに、De は、Ye の

やうにも發音され、また Die (Je, Ze, Re) の如くも發音される譯である。

そこで假りに「曳」が、後者のやうに發音されるとすると、「羅曳」は、梵語 *Rāja* の占語化したる *Raja* の音に似て来るので、「氷王羅曳」は、*Baā Van Raja* 即ち「王の宮殿の族」の意と解せられない」とは無い。蓋し占語の語序は、他の南方語の如く、

“Le déterminant suit toujours le déterminé.”

であるからである (E. Aymonier, *Grammaire de la langue chamme*. Saigon, 1889, p. 74.)。

たゞ語尾の *a* に對して、*e* で終つてゐるのは、如何かと思はれるであらう。それ故假りに、「曳」を前者の *ye* の如く發音してみたら如何であらうか。然る時は、「羅曳」は、*Raye* (これを正しく安南音にて示せば *Raye*) となつて、まさしく占語の *Rai ei* に近似して来る。この *Rai* は、「王の中の主」の意なる *Po di rai* または *Pu di rai* 即ち *Putirai* に於ける *rai* であり、「大王」の意なる *Moh rai* (≡ *Str. Mahā rāja*) に於ける *rai* であつて、「王」の意である *Raja* 即ち *Raja* の逸尾語 (*apocope*) に外ならぬ。果して然らば、「羅曳」は、*Rai ei* の對音とも考へられ、それは又、*Raja ei* の意に解されない」とはなるであらう。この *Raja ei* には、避難所 (*abri*) の意があるのぞ (Aymonier et Cabaton, *op. cit.*, p. 406.) *Rai ei* が *Raja ei* である限り、「氷王羅曳」*Baā Van Rai ei* は、「避難所の宮殿の族」の義に取ることができらるであらう。これこの王が、安南の難を佛誓城に避けて、そこにて君臨したことを語るものでなくて何であらうか。若しもこの解釋にして大なる誤がないなら、氷王羅曳も、結局、王の

固有名ではなく、占人の呼んだ王の美稱を、安南人が聞き傳へたものに外なきことゝ解せられよう。(未完)